

議案第96号 一般職の職員の給与に関する条例及び三田市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

【改正例規】

- ① 一般職の職員の給与に関する条例
- ② 特別職に属する常勤の職員の給与に関する条例
- ③ 三田市議会議員報酬等に関する条例
- ④ 三田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例
- ⑤ 三田市会計年度任用職員の給与等に関する条例

【改正趣旨】

人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に伴い、下記事項をそれぞれ改定するに当たり、該当する関係条例の一部を改正しようとするもの。

- ① 一般職の職員の給料月額を支給額及び期末・勤勉手当の支給割合昇格時号給対応表・降格時号給対応表
- ② 特別職に属する常勤の職員の期末手当の支給割合
- ③ 市議会議員の期末手当の支給割合
- ④ 一般職の任期付職員の給料月額の支給額
- ⑤ 会計年度任用職員の報酬月額を支給額及び期末・勤勉手当の支給割合

【人事院勧告の概要（骨子）】

- (1) 民間給与が公務員給与を平均 11,183 円上回っており、較差を解消するため、
月例給の引上げ改定（平均 3.0%）
- (2) ボーナスの引上げ（0.10 月分 ※再任用職員については 0.05 月分）

【改正手法】

- (1) 給料月額（①④⑤）
 - ・令和 6 年 4 月に遡って適用する。
- (2) 期末勤勉手当（①⑤）
 - ・令和 6 年度 12 月支給割合を 0.10 月引上げる。
(期末手当及び勤勉手当に 0.05 月分ずつ均等に配分)
 - ・令和 7 年度以降 6 月、12 月支給割合をそれぞれ 0.05 月引上げる。
(期末手当及び勤勉手当に 0.025 月分ずつ均等に配分)
- (3) 期末手当（②③）
 - ・令和 6 年度 12 月支給割合を 0.10 月引上げる。
 - ・令和 7 年度以降 6 月、12 月支給割合をそれぞれ 0.05 月引上げる。

【施行期日】

施行期日が異なることにより段階的に施行する。

- (1) 給料月額及び令和 6 年 12 月の期末勤勉手当支給割合 公布日施行
- (2) 令和 7 年 6 月以降の期末勤勉手当支給割合 令和 7 年 4 月 1 日施行

各条例の改正内容については次のとおり。

(1) 一般職の職員の給与に関する条例の一部改正

① 第1条改正(R6.12～)

ア 12月に支給する期末手当の支給割合の改定(第21条関係)

手当区分	給料表	職員区分	【現行】	【改正案】
期末手当	行政職、医療職(1)(2)、 教育行政職	一般職	1.225	1.275
		再任用	0.6875	0.7125

12月に支給する勤勉手当の支給割合の改定(第22条関係)

手当区分	給料表	職員区分	【現行】	【改正案】
勤勉手当	行政職、医療職(1)(2)、 教育行政職	一般職	1.025	1.075
		再任用	0.4875	0.5125

イ 給料月額の上上げ

- ・別表第1(その1)関係 行政職給料表の月例給を、平均3.09%引上げ
- ・別表第1(その2)関係 医療職給料表(1)の月例給を、平均2.68%引上げ
- ・別表第1(その3)関係 医療職給料表(2)の月例給を、平均3.63%引上げ
- ・別表第1(その4)関係 教育行政職給料表の月例給を、平均3.73%引上げ

② 第2条改正(R7.4～)

ア 6月及び12月に支給する期末手当の支給割合の改定(第21条関係)

手当区分	給料表	職員区分	【現行】	【改正案】
期末手当	行政職、 医療職(1)(2)、 教育行政職	一般職(6月)	1.225	1.25
		一般職(12月)	1.275	1.25
		再任用(6月)	0.6875	0.7
		再任用(12月)	0.7125	0.7

6月及び12月に支給する勤勉手当の支給割合の改定(第22条関係)

手当区分	給料表	職員区分	【現行】	【改正案】
勤勉手当	行政職、 医療職(1)(2)、 教育行政職	一般職(6月)	1.025	1.05
		一般職(12月)	1.075	1.05
		再任用(6月)	0.4875	0.5
		再任用(12月)	0.5125	0.5

(2) 特別職に属する常勤の職員の給与に関する条例の一部改正

- ① 付則第5項改正：12月に支給する期末手当の支給割合の改定
(第4条第2項関係)

(R6.12～)

【現行】2.25 ⇒ 【改正案】2.35

	給料月額	役職加算	改正前	改正後	差額
市長	982,000円	20%	2,651,400円	2,769,240円	117,840円
副市長	785,000円	20%	2,119,500円	2,213,700円	94,200円
教育長	687,000円	20%	1,854,900円	1,937,340円	82,440円
病院事業管理者	745,750円	20%	2,119,500円	2,213,700円	94,200円

※ 教育長及び病院事業管理者は別条例で規定しているがこの条例を準用

- ② 付則第6項改正：6月及び12月に支給する期末手当の支給割合の改定
(第4条第2項関係)

(R7.4～)

6月【現行】2.25 ⇒ 【改正案】2.30

	給料月額	役職加算	改正前	改正後	差額
市長	982,000円	20%	2,651,400円	2,710,320円	58,920円
副市長	785,000円	20%	2,119,500円	2,166,600円	47,100円
教育長	687,000円	20%	1,854,900円	1,896,120円	41,220円
病院事業管理者	785,000円	20%	2,119,500円	2,166,600円	47,100円

12月【現行】2.35 ⇒ 【改正案】2.30

	給料月額	役職加算	改正前	改正後	差額
市長	982,000円	20%	2,769,240円	2,710,320円	△58,920円
副市長	785,000円	20%	2,213,700円	2,166,600円	△47,100円
教育長	687,000円	20%	1,937,340円	1,896,120円	△41,220円
病院事業管理者	785,000円	20%	2,213,700円	2,166,600円	△47,100円

(3) 三田市議会議員報酬等に関する条例の一部改正

- ① 付則第7項改正：12月に支給する期末手当の支給割合の改定
(第6条第2項関係)

【現行】2.25 ⇒ 【改正案】2.35

	報酬月額	役職加算	改正前	改正後	差額
議長	636,000円	20%	1,717,200円	1,793,520円	76,320円
副議長	549,000円	20%	1,482,300円	1,548,180円	65,880円
議員	500,000円	20%	1,350,000円	1,410,000円	60,000円

- ② 付則第8項改正：6月及び12月に支給する期末手当の支給割合の改定
(第6条第2項関係)

6月【現行】2.25 ⇒ 【改正案】2.30

	報酬月額	役職加算	改正前	改正後	差額
議長	636,000円	20%	1,717,200円	1,755,360円	38,160円
副議長	549,000円	20%	1,482,300円	1,515,240円	32,940円
議員	500,000円	20%	1,350,000円	1,380,000円	30,000円

12月【現行】2.35 ⇒ 【改正案】2.30

	報酬月額	役職加算	改正前	改正後	差額
議長	636,000円	20%	1,793,520円	1,755,360円	△38,160円
副議長	549,000円	20%	1,548,180円	1,515,240円	△32,940円
議員	500,000円	20%	1,410,000円	1,380,000円	△30,000円

(4) 三田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例

付則第9項改正：給料表の給料月額の改正

号給	給料月額【現行】	給料月額【改正案】
1号給	<u>380,000円</u>	<u>392,000円</u>
2号給	<u>427,000円</u>	<u>440,000円</u>
3号給	<u>477,000円</u>	<u>492,000円</u>
4号給	<u>539,000円</u>	<u>555,000円</u>
5号給	<u>615,000円</u>	<u>634,000円</u>
6号給	<u>718,000円</u>	<u>740,000円</u>
7号給	<u>839,000円</u>	<u>864,000円</u>

(5) 三田市会計年度任用職員の給与等に関する条例改正

- ① 第3条改正(R6.12～)

ア 12月に支給する期末手当の支給割合の改定(第9条関係)

手当区分	【現行】	【改正案】
期末手当	1.225	1.275
勤勉手当※	1.025	1.075

イ 報酬月額の引上げ

- ・別表第1臨床医療職以外の報酬月額を、平均3.15%引上げ
- ・別表第2臨床医療職の報酬月額を、平均2.995%引上げ

- ② 第4条改正(R7.4～)

ア 6月及び12月に支給する期末手当の支給割合の改定(第9条関係)

手当区分	支給月	【現行】	【改正案】
期末手当	6月	1.225	1.25
	12月	1.275	1.25
勤勉手当※	6月	1.025	1.05
	12月	1.075	1.05

※勤勉手当については、規則で支給割合の範囲を規定